

## ○更新時講習に関する規程

(昭和 47 年 8 月 8 日公安委員会規程第 5 号)

改正 昭和 50 年 4 月 1 日公安委員会規程第 1 号	昭和 57 年 9 月 6 日公安委員会規程第 2 号
昭和 62 年 6 月 1 日公安委員会規程第 1 号	平成元年 2 月 28 日公安委員会規程第 2 号
平成 2 年 8 月 1 日公安委員会規程第 2 号	平成 4 年 11 月 9 日公安委員会規程第 7 号
平成 6 年 5 月 9 日公安委員会規程第 10 号	平成 8 年 8 月 30 日公安委員会規程第 2 号
平成 11 年 3 月 23 日公安委員会規程第 3 号	平成 11 年 10 月 25 日公安委員会規程第 4 号
平成 13 年 6 月 21 日公安委員会規程第 5 号	平成 14 年 5 月 24 日公安委員会規程第 7 号
平成 18 年 3 月 7 日公安委員会規程第 3 号	平成 21 年 5 月 21 日公安委員会規程第 8 号
平成 21 年 10 月 16 日公安委員会規程第 11 号	平成 25 年 11 月 15 日公安委員会規程第 6 号
平成 26 年 5 月 29 日公安委員会規程第 5 号	平成 27 年 5 月 29 日公安委員会規程第 5 号
令和 3 年 3 月 5 日公安委員会規程第 2 号	

免許証の更新を受けようとする者に対する講習に関する規程を次のように定める。

免許証の更新を受けようとする者に対する講習に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に定める免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習(以下「講習」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(講習の実施)

第 2 条 講習は、岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)が行うものとする。ただし、法第 108 条の 2 第 3 項の規定により、公安委員会が他の者に委託したときは、この限りでない。

(講習の実施基準)

第 3 条 講習は、優良運転者講習、一般運転者講習、違反運転者講習及び初回更新者講習に区分し、それぞれ別表に掲げる基準により、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて実施するものとする。

2 優良運転者講習は、法第 92 条の 2 第 1 項に規定する優良運転者に対し実施する。

3 一般運転者講習は、次の各号のいずれかに該当する者に対し実施する。

(1) 法第 92 条の 2 第 1 項に規定する一般運転者

(2) 道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)第 38 条第 11 項第 1 号ただし書に該当する者のうち、一般運転者講習の受講を希望するもの

4 違反運転者講習は、次の各号いずれかに該当する者に対し実施する。

(1) 法第 92 条の 2 第 1 項に規定する違反運転者等のうち、道路交通法施行令(昭和 35 年政令第 270 号)第 33 条の 7 第 2 項の基準に該当するもの

(2) 運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)第5条第2項の基準に該当する者

5 初回更新者講習は、法第92条の2第1項に規定する違反運転者等のうち、第3項第2号及び第4項各号に該当しないものに対し実施する。

(講習の委託)

第4条 公安委員会が、講習の委託をする場合は次の各号に定める要件を備えているものに委託するものとする。

(1) 次のいずれにも該当する者で、公安委員会が講習指導員として承認したものが置かれていること又は置くことができると認められること。

ア 普通自動車を運転することができる免許を現に有し、かつ、当該自動車の運転の経験が2年以上あること。

イ 人格に優れ、知識、経験、教育能力等を有すると認められること。

(2) 講習を行うために必要な施設及び教材を調達できること。

(3) 講習指導員が運転免許の取消し又はその効力の停止の処分を受けたときその他講習指導員として適当でないと認められる事情が生じたときは、その者を解任し、又は必要な期間その者の業務を停止すること。

(講習指導員)

第5条 前条第1号に規定する講習指導員の承認を受けようとする者は、講習の委託を受けた者(委託を受けようとする者を含む。)を経由して講習指導員承認申請書(様式第1号)により申請しなければならない。

2 公安委員会は、前項の申請を受理したときは、審査を行うものとする。

3 審査の方法及び基準は、本部長が別に定める。

4 公安委員会は、審査に合格した者に対して講習指導員承認書(様式第2号)を交付するものとする。

5 公安委員会は、受講者数の増加その他の事由により、講習の実施に支障を生ずるおそれがあるときは、必要に応じ、適当と認めた者を講習に従事させることができる。

(報告)

第6条 公安委員会の委託を受け講習を行う者は、講習の実施に関し、次の事項を記載した更新時講習実施結果報告(様式第3号)により公安委員会に報告しなければならない。

(1) 講習の実施結果

(2) その他講習に関する特異事項

(講習委託の解除)

第7条 公安委員会は、次の各号に該当する場合は講習の委託を解除するものとする。

(1) 講習の委託を受けた者が、第4条の委託条件に違反したとき。

(2) 公安委員会において、委託の必要がないと認められる事情が生じたとき。

(指導監督)

第 8 条 公安委員会は、第 4 条の規定により講習を委託した場合は、委託要件の遵守状況等について、常時監督するとともに、必要な報告を求め、講習内容等について適宜指導と助言を行うものとする。

(文書の保存)

第 9 条 文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
講習指導員承認申請書	運転免許課	3 年
更新時講習実施結果報告	運転免許課	3 年

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年 4 月 1 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年 9 月 6 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、昭和 57 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 6 月 1 日公安委員会規程第 1 号)

この規程は、昭和 62 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 2 月 28 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、平成元年 2 月 28 日から施行する。

附 則(平成 2 年 8 月 1 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の改正は、平成 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 11 月 9 日公安委員会規程第 7 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 5 月 9 日公安委員会規程第 10 号)

この規程は、平成 6 年 5 月 10 日から施行する。

附 則(平成 8 年 8 月 30 日公安委員会規程第 2 号)

この規程は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 23 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 10 月 25 日公安委員会規程第 4 号)

この規程は、平成 11 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 6 月 21 日公安委員会規程第 5 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 5 月 24 日公安委員会規程第 7 号)

この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 7 日公安委員会規程第 3 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 5 月 21 日公安委員会規程第 8 号)

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 16 日公安委員会規程第 11 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 11 月 15 日公安委員会規程第 6 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 5 月 29 日公安委員会規程第 5 号)

この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 5 月 29 日公安委員会規程第 5 号)

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 5 日公安委員会規程第 2 号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表(第3条関係)

1 優良運転者講習

講習科目	講習細目	講習時間
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	10分
2 運転者の心構えと義務	(1) 無事故無違反の奨励 (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護処置	10分
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識	10分
講習時間合計		30分

2 一般運転者講習

講習科目	講習細目	講習時間
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	10分
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置	10分
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (2) 危険予測と回避方法等	20分
4 運転適性についての診断と指導	(1) 運転適性診断と指導 (2) まとめ	20分
講習時間合計		60分

3 違反運転者講習

講習科目	講習細目	講習時間
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	10分
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護処置	10分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等	40分

4 運転適性についての診断と指導	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	60分
講習合計時間		120分

備考 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施するものとする。

#### 4 初回更新者講習

講習科目	講習細目	講習時間
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴	10分
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメットの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護処置	10分
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等	40分
4 運転適性についての診断と指導	(1) 筆記による診断と指導 (2) 運転適性検査器材の使用による診断と指導 (3) 運転シミュレーター操作による診断と指導 (4) 実車による診断と指導	60分
講習合計時間		120分

備考 講習科目4の細目は、重点を絞り選択して実施するものとする。